

東京都市計画高度利用地区の変更（世田谷区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

[illegible]

	えて建築してはならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 （１）公共用歩廊等の歩行者の快適性を高めるために設ける屋根とそれを支える柱等 （２）ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの （注４）育成用途 促進すべき育成用途は商業施設とする。	
世田谷区内のその他の既決定地区	面積	位置
高度利用地区 （三軒茶屋・太子堂四丁目地区） （野沢四丁目地区） （祖師谷大蔵駅南地区） （砧一丁目地区）	約 1. 5 h a 約 0. 5 h a 約 0. 3 h a 約 3. 6 h a	世田谷区太子堂四丁目地内 世田谷区野沢四丁目、上馬三丁目及び四丁目各地内 世田谷区砧八丁目地内 世田谷区砧一丁目地内
小計	約 5. 9 h a	
合計	約 7. 7 h a	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：千歳烏山駅前広場南側地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備 考
1	世田谷区南烏山五丁目地内	指定なし	高度利用地区 （千歳烏山駅前広場南側地区）	約 1. 8 h a	